

○宇都宮市上河内地域交流館条例

平成19年3月5日

条例第22号

改正 平成21年12月第30号

平成26年3月第2号

平成28年12月第60号

令和元年7月第2号

(設置)

第1条 市民相互のふれあいと健康の増進を図るとともに、地域資源を活用した農林産物の加工体験等を通して、多様な農村交流を促進することにより、地域の活性化に寄与するため、上河内地域交流館（以下「地域交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市上河内地域交流館

位置 宇都宮市今里町18番地4

(事業)

第3条 地域交流館において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民相互のふれあいと健康の増進に関すること。
- (2) 地域資源を活用した農林産物の加工体験に関すること。
- (3) 地元農産物及びこれを活用した食に親しむ場の提供に関すること。
- (4) 都市住民との交流に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(平21条例30・一部改正)

(有料施設)

第4条 有料施設は、次のとおりとする。

- (1) 温浴施設
- (2) 交流施設
- (3) 農産加工体験施設
- (4) 温泉スタンド
- (5) 健康交流施設
- (6) 土地又は建物の一部

(平28条例60・一部改正)

(使用の許可)

第5条 有料施設を使用しようとする者(前条第6号の土地又は建物の一部の使用にあっては、占用して使用しようとする者に限る。)は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、地域交流館の管理上必要があると認められる場合には、前項の許可に条件を付することができる。

(平28条例60・一部改正)

(使用の制限)

第6条 市長は、地域交流館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあり、又はそのおそれがある組織若しくは団体に加入していると認めるとき。
- (4) 施設又は附属施設をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (5) 地域交流館の管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第7条 有料施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。この場合において、設備又は備品を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、第5条第1項の許可を受ける際納付しなければならない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(回数券)

第8条 市長は、温浴施設について、回数券を発行することができる。

2 前項の回数券の料金は、利用可能回数に相当する金額の100分の20以内の額を減額した額とする。

3 回数券を購入しようとする者は、前項の料金を回数券の発行を受けた際に、市長に支払わなければならない。

4 回数券の発行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例30・追加)

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設の使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第6条各号の規定に該当したとき。
- (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めたとき。

(平21条例30・旧第8条縁下)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地域交流館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に地域交流館の管理を行わせることができる。

(平21条例30・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により、指定管理者に地域交流館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務（第4条第5号に規定する健康交流施設に係る業務を除く。）とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業
- (2) 第5条第1項の許可及び第6条の使用の制限
- (3) 地域交流館の維持及び管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平21条例30・追加、平28条例60・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び地域交流館の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に地域交流館の管理を行わなければならない。

(平21条例30・追加)

(利用料金)

第13条 第11条第1項に規定する場合において、第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金（第11条第2項の規定により読み替えて適用される第8条の回数券による場合を含む。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、設備又は備品を利用するときは、その利用料金を併せて納付しなければならない。

3 第7条の規定は、利用料金については、適用しない。

4 第1項に規定する場合において、第5条及び第6条の規定の適用については、第5条の見出し、同条第1項及び第6条（見出しを含む。）中「使用」とあるのは「利用」とし、第9条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表の規定の適用については、同表第1号の表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」とし、同表第6号の表区分の欄中「使用」とあるのは「利用」とし、同表備考1の項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表備考2の項中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用」とあるのは「利用」とし、同表備考3の項中「使用」とあるのは「利用」とする。

5 指定管理者は、第1項及び第2項の利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(平21条例30・追加、平28条例60・一部改正)

(利用料金の承認)

第14条 前条第1項の利用料金は、別表に定める額に100分の150を乗じて得た金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、利用料金が第10条の規定による管理に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当と認めるときは、前項の承認を与えるものとする。

3 指定管理者は、第1項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(平21条例30・追加)

(利用料金の免除)

第15条 指定管理者は、市長が定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部

を免除することができる。

(平21条例30・追加)

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平21条例30・追加)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平21条例30・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月31日から施行する。

(上河内町の編入に伴う経過措置)

2 上河内町の編入の日前に、上河内町地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成14年上河内町条例第12号）又は上河内町農産加工体験施設設置及び管理に関する条例（平成16年上河内町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年12月22日条例第30号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第60号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の宇都宮市健康交流センター条例、第31条の規定による改正前の宇都宮市上河内地域交流館条例、第37条の規定による改正前の宇都宮市公園条例及び第47条の規定による改正前の宇都宮市体育施設条例の規定に

より発行されている回数券は、それぞれ第6条の規定による改正後の宇都宮市健康交流センター条例、第31条の規定による改正後の宇都宮市上河内地域交流館条例、第37条の規定による改正後の宇都宮市公園条例及び第47条の規定による改正後の宇都宮市体育施設条例に規定する回数券とみなす。

別表（第7条、第13条、第14条関係）

（平21条例30・平26条例2・平28条例60・令元条例2・一部改正）

（1）温浴施設

区分		金額
大浴場 (サウナ 及び露天 風呂を含 む。)	市内在住の60歳以上の者	460円
	中学生	350円
	小学生以下（家族同伴の 乳幼児は無料。以下同 じ。）	300円
	大人（市内在住の60歳以 上の者、中学生及び小学 生以下を除くものをい う。以下同じ。）	510円
砂風呂 (浴衣及 び大浴場 の使用料 を含む。)	市内在住の60歳以上の者	1,300円
	中学生	1,080円
	小学生以下	1,030円
	大人	1,350円
個室風呂	1室1回当たり（1回当た りの使用時間は、90分以 内とする。）	1,030円

（2）交流施設

区分		金額（1室1時間当たり）
和室		620円

（3）農産加工体験施設

区分	金額（1室1時間当たり）
加工体験室1	430円
加工体験室2	430円
めん加工室	430円

(4) 温泉スタンド

区分	金額（1リットル当たり）
温泉スタンド	46銭

(5) 健康交流施設

区分	金額（1室1時間当たり）
多目的ホール（1室）	230円
調理実習室	370円
会議室	80円

(6) 土地及び建物

区分		金額
土地又は 建物	施設を使用して営業又 は販売行為を行う場合	売上金額の50パーセント以内で市長が別に定める額
	上欄に掲げる行為以外 の行為を行う場合	宇都宮市行政財産使用料条例（昭和39年条例第11号）第 3条の規定に基づき算出した額を基準とし、市長が別に定 める額

(7) 設備及び備品

区分	金額	
設備又は備品	設備又は備品の種類に応じて市長が別に 定める利用の単位	1,030円の範囲内で市長が 別に定める額

備考

- 1 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。ただし、温泉スタンドの使用料については、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 やむを得ない理由により許可を受けた使用時間を超えて使用するときの金額は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、当該施設に係る金額の1時間相当額とする。

3 温泉スタンドについては、社会福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に限る。